

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント (重要事項説明書)

1 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団 敬成会
(2) 法人所在地 新潟市南区西白根41番地
(3) 電話番号 025-372-3105
(4) 代表者名 理事長 佐野 英孝
(5) 設立年月 昭和55年2月22日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防支援事業所・地域包括支援センター
(2) 事業所の名称 新潟市地域包括支援センターあじかた
市指定年月日 平成18年4月1日
市指定事業所番号 1500100175
(3) 事業所の所在地 新潟市南区西白根44番地
(4) 電話番号 025-372-5121
(5) 責任者氏名 管理者 佐藤 智亮
(6) 事業所の運営方針

公益性・・・市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

地域性・・・地域の介護サービス提供体制を支える中核的な存在となるよう、地域包括支援センター運営協議会など、さまざまな機会を通じて、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組みます。

協働性・・・職員相互で常に情報を共有して、チームとなって業務に取り組みます。また、地域の中に積極的に入り、地域福祉を支える様々な関係者と連携を図ります。

3 職員の勤務体制

<主な職員の配置状況>

職種	人員数	職務内容
管理者	1名(常勤・兼務)	事業所の担当職員の管理、介護予防支援等の利用申し込みに係る調整及び業務の実施状況の把握、その他指揮命令等を一元的に行う。
社会福祉士	1名(常勤)	介護予防支援等の提供に当たる。
保健師	1名(常勤・兼務)	

4 事業実施区域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施区域 味方・月潟中学校区
旧味方村(味方、居宿、大倉、大倉新田、山王、山王新田、七穂、西白根、吉江、吉田新田)
旧月潟村(大別當、上曲通、木滑、下曲通、月潟、釣寄、釣寄新、西萱場、東長嶋)

(2) 営業日及び営業時間

営業日及びサービス提供時間	月曜日～金曜日 8:20～17:20まで (ただし、国民の祝日、年末年始(12月31日～1月3日)を除く)
---------------	--

※ 上記以外の時間帯に、緊急を要する事態が起きた場合などは、併設施設への転送にて24時間対応いたします。

5 事業者が提供するサービス

事業者は、介護予防支援等として次のサービスを提供します。

(1) 介護予防サービス・支援計画の作成

利用者のご自宅を訪問し、ご希望などお話をお伺いしながら心身の状態や取り巻く環境を把握した上で、ご本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、介護予防サービス又は介護予防・生活支援サービス（以下「介護予防サービス等」といいます。）、保健医療サービス、地域におけるボランティア活動など、利用者の希望を勘案した介護予防サービス・支援計画を作成するとともに、介護予防サービス等を提供する事業者（以下「介護予防サービス等事業者」といいます。）との連絡調整をします。

<表1 利用するサービスとケアマネジメントの類型>

利用するサービス	ケアマネジメントの類型
介護予防サービス ※介護予防・生活支援サービスを併用する場合を含む	介護予防支援
介護予防・生活支援サービスのうち、指定事業者によるサービス（介護予防相当サービス、基準緩和サービス） ※短期集中予防サービス、住民主体の訪問型生活支援等を併用する場合を含む	ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)
短期集中予防サービス	ケアマネジメントB (簡略化した介護予防ケアマネジメント)
住民主体の訪問型生活支援、一般介護予防事業、保険外サービス等	ケアマネジメントC (初回のみ介護予防ケアマネジメント)

<表2 ケアマネジメントの流れ>

	予防 介護 支援	ケアマネジメント		
		A	B	C
① 利用申込み・契約締結 利用申し込みをいただきますと、担当職員がご自宅を訪問し、介護予防支援等の内容を説明します。同意していただきましたら必要な書類を記入していただき、契約を締結します。	○	○	○	○
② 介護予防サービス・支援計画原案の作成 計画作成担当職員がご自宅を訪問し、お話やご希望等をお聞きした上で、利用者の解決すべき課題を把握し、介護予防サービス・支援計画原案を作成します。	○	○	○	○
③ サービス担当者会議の開催 介護予防サービス等の実施に必要な関係者で構成されるサービス担当者会議を開催して、利用者の介護予防サービス・支援計画原案について専門的な意見を求めます。	○	○	×	×
④ 介護予防サービス・支援計画書の交付 介護予防サービス・支援計画書について、利用者又は家族に説明し同意を得た後で、介護予防サービス・支援計画書を交付します。	○	○	○	○

⑤ 介護予防サービス等の提供 介護予防サービス・支援計画に基づき適切にサービスが提供されているか、また利用者の心身の状態に変化がないかなど、利用者や介護予防サービス等事業者に対して確認を行い、また必要に応じて利用者宅を訪問して介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握を行います。	○	○	×	×
⑥ 評価 計画の達成状況について評価を行います。	○	○	×	×
⑦ 給付管理 介護予防サービス等の利用実績を確認し、介護報酬請求に関する書類の作成を行います。	○	○	×	×

(2) 介護予防サービス・支援計画作成後の便宜の供与

- 利用者及び家族、介護予防サービス等事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画の実施状況を把握します。
- 介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、介護予防サービス等事業者等との連絡調整やその他の便宜を提供します。
- 利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合、または地域包括支援センターが介護予防サービス・支援計画の変更が必要と判断した場合は、利用者と地域包括支援センター双方の合意に基づき介護予防サービス・支援計画を変更します。

(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所への紹介

「通い」を中心に、「訪問」「泊まり」を組み合わせた介護予防サービス・支援計画作成からサービス提供までを行なう事業所を必要時には紹介し、在宅生活が継続できるよう支援します。

(4) 要支援・要介護認定の申請に係る援助

利用者の意思を踏まえて、要支援認定の更新申請等について必要な援助を行います。

また、要支援認定を受けている利用者が、要介護認定を受けた場合には居宅介護支援事業者、小規模多機能型居宅介護事業所と連携を図り、居宅サービス計画の作成に必要な情報を提供するなど便宜を図ります。

(5) 介護保険施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になった場合や、介護保険施設等へ入所（入院）を希望する場合には、要介護認定に係る申請について必要な支援や介護保険施設等への紹介その他必要な便宜を提供します。

6 介護予防サービス・支援計画作成を担当する職員

- (1) 利用者へ介護予防サービス・支援計画作成等を担当する職員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望等ありましたら、何でもお申し出ください。

あなたを担当する地域包括支援センター (または居宅介護支援事業所名)の名称	新潟市地域包括支援センターあじかた
あなたを担当する地域包括支援センター (または居宅介護支援事業所)の所在地	新潟市南区西白根4番地
あなたへサービスを提供する担当職員 (または介護支援専門員)の氏名	
あなたを担当する職員 (または介護支援専門員)の電話・FAX番号	電話：025-372-5121 FAX：025-372-5125

(2) 担当職員の交替

事業者の都合により、担当職員を交替することがあります。担当職員等が交替する場合には、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

7 利用料金について

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納などで、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いください。
- (2) 担当職員が、通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する場合であっても、その交通費の支払いを求めることはありません。

8 介護予防支援等の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、担当職員に対して複数の介護予防サービス等事業者の紹介を求めることや、介護予防サービス・支援計画に位置付けた介護予防サービス等事業者の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なくお申し出ください。
- (2) 介護予防サービス等事業者から利用者に係る情報提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬情報、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち、必要と認めるものを主治の医師等に提供させていただきます。
- (3) 事業者は、利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。そのために、入院、受診時等には、当該事業所名および担当職員の名前や連絡先をお伝えください。
- (4) 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等医療サービスの利用を希望する場合やその他必要な場合に、主治の医師等に意見を求めたり、介護予防サービス・支援計画等を医師等へ提供することがあります。

9 サービスの終了

契約の有効期間であっても、利用者の都合により利用契約を解約することができます。その場合には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

新潟市地域包括支援センターあじかた 電話番号 025-372-5121

10 事故発生時の対応

介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、医療機関、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	管理者 佐藤 智亮
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や対人援助に関する知識・技術の向上に努めます。
- (4) 職員が適切に支援を行うために相談できる体制を整えるほか、利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (5) 利用者に対する高齢者虐待に相当する行為やそのおそれのある状態を知った場合には、関係機関と連携し、その解決のために必要な措置を講じます。

1.2 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします（開示に際して複写料などが必要な場合は、利用者の負担となります）。</p>

1.3 苦情相談窓口

- (1) 苦情処理の体制及び手順は、次の通りです。事業者が提供した介護予防支援等に関する苦情だけでなく、事業者（事業所）が作成した介護予防サービス・支援計画に位置付けられた、介護予防サービス等に関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

①利用者及びその家族からの苦情への対応	<p>苦情に関する常設窓口として担当者を設けています。また、担当者不在の場合でも事業所の誰もが対応可能なように苦情対応受付表を作成し、担当者に確実に引き継ぐ体制を敷いています。</p> <p>【常設受付窓口】 電話番号 025-372-5121</p> <p>【担当者】 佐藤 智亮</p> <p>【対応時間】 8:20～17:20</p>
②円滑迅速に苦情解決を行うための体制、手順	<p>苦情があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況について検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。</p>
③その他	<p>当事業所において処理し得ない内容については、新潟市、新潟県国民健康保険団体連合会等の関係機関との協力により、適切な対応方法を利用者の立場に立って検証し対応いたします。</p>

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情を申し出ることができます。

苦情受付機関	連絡先（電話番号）
新潟市福祉部介護保険課	025-226-1273
新潟市南区役所健康福祉課	025-372-6320
新潟県国民健康保険団体連合会	025-285-3022

令和 年 月 日

介護予防支援等の提供開始にあたり、上記のとおり説明しました。

(事業者) 所在地 新潟市南区西白根41番地
 事業者名 医療法人社団 敬成会
 代表者名 理事長 佐野 英孝
 事業所名 新潟市地域包括支援センターあじかた
 説明者氏名

上記のとおり説明を受け、介護予防支援等の提供開始について同意しました。

(利用者) 住所 _____
 氏名 _____

(代理人) 住所 _____
 氏名 _____